

逗子市内保育所利用調整基準の見直しに関する市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

- 意見募集の期間 2021年(令和3年)8月2日(月)～8月31日(火)
- 意見の数 9件
- 意見提出人数 4人(メール:4人)

4. 意見内容の概要

	区分	件数
1	雇用主からテレワークを指示された場合、居宅内労働となるのか	1件
2	居宅外労働と居宅内労働の配点の差は最小限にすべきである	1件
3	内定辞退に係る調整点数の減点について	3件
4	内定辞退に係る調整点数の減点は当該児童にのみ適用すべきである	1件
5	保育料・副食費の滞納がある場合、一律減点となるのか	1件
6	3園以上希望した場合の調整点数の加点は継続すべきである	1件
7	多胎児が同一の保育施設に同時に申し込む場合の調整点数の加点を設けるべきである	1件
	合計	9件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	2件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	0件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	5件
▲	意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	0件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	2件
	合計	9件

6. 意見内容の概要と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	意見数	対応区分	対応区分の理由
雇用主からテレワークを指示された場合、居宅内労働となるのか	1	コロナウイルス感染症による緊急事態宣言などで雇用主から流動的にテレワークを指示される場合も多いかと思われませんが、この場合も居宅内労働として認定され得るのか明示ください。	1件	◆	居宅外労働か居宅内労働かの判断は、原則として、契約上の就労状況により判断します。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、常態的に通勤を伴わないことが確認できた場合には、居宅内労働と判断する場合があります。
居宅外労働と居宅内労働の配点の差は最小限にすべきである	2	逗子市が、柔軟な働き手呼び込むべくテレワークを推進する一方で、居宅内・居宅外労働の5点配点差は近隣の鎌倉市と比べても配点割合が大きいように思われます。こどもを持つ移住あるいは定住検討者にとって保育所利用調整基準は重要な意思決定のひとつと思われ、この配点差は最小限にすることが市としての発展に資すると思われま。ご検討ください。	1件	■	居宅内・外を問わず、就労中は保育をすることができません。しかし、居宅外労働の場合は通勤時間も加わるため、より保育の必要性があると判断し、基本点数に差を設けています。また、点数の配点は近隣市町も参考としています。
内定辞退に係る調整点数の減点について	3	オ22に内定を辞退したことがある△10とありますが、内定辞退に至る個々の事情があるため一律の減点はしないでいただきたいです。昨年度、第一子の保育園申込をしましたが、その後第二子の妊娠が分かり、内定を辞退いたしました。個別の事情を勸案の上、点数採点をいただきたくよろしくお願いいたします。 調整点数表22について、やむを得ない事情があって辞退した家庭も多くあると考えられるため、上記と同じく、一律減点の対象とするのか、そうでなければどのような場合に「正当な理由」と判断するのか、想定しているケースを具体的に伺いたい。 質問への回答内容にもよるが、保育料等の滞納であれば基準日までに支払って解消できるが、今更その事実を変えることができない以前の辞退に対して、令和3年11月申請分から減点の対象とするのは乱暴ではないか。要綱の附則に経過措置を設けるなどして、一定の猶予期間を設定するか、改正後の辞退を減点の対象とすべきではないか。	3件	■	内定辞退に係る調整点数の減点は、保育所に子どもを預ける意向のない方の申請や、実際には預ける意向がない保育所を希望することを抑止するための項目です。1つの内定辞退により、ほかのお子さんの入所する施設が変わってしまう、入所選考全体がやり直しになる等、辞退者以外に大変大きな影響を及ぼします。このため、原則として内定辞退者への減点を実施します。入所の意思が無くなった時点で速やかに入所の申込みを取り下げをし、内定前であれば、減点の対象とはなりません。また、減点の対象は、令和4年4月入所の申込み時から想定していますので、令和3年度以前の内定辞退については対象外です。
内定辞退に係る調整点数の減点は当該児童にのみ適用すべきである	4	調整点数表22の記載は概ね賛成ですが、これは以前に辞退をしたのと同一児童に関して運用すべきと考えます。例えば第一子の申請で不慣れな部分があり、辞退があったとして、5年後に第三子の申請についてもこの項目が適用されるとすれば、当該世帯には酷であると考えられます。あるいは世帯児童について適用するが当該項目に辞退があったから何年以内といったような適用期間を設けるというような方法をあわせて検討すべきと考えます。	1件	○	ご意見をいただき、内定辞退に係る調整点数の減点の適用期間は原則2年間と定めます。内定辞退をしたお子さんの本来の入所日が属する年度及びその翌年度が減点の対象です。なお、内定辞退をしたお子さんが属する世帯の他のきょうだい児も減点の対象となります。
保育料・副食費の滞納がある場合、一律減点となるのか	5	調整点数表21について、「保護者に正当な理由がなく」という表記が削除されているが、生活保護世帯などの個別に勸案すべき事情があると考えられる家庭でも一律減点の対象となるのか。或いは、正当な理由があるかどうかは改正後も考慮するが、点数表上の表記のみ削除しているのか。後者である場合、「逗子市保育の利用調整の基準に関する要綱」を拝見したところ、「正当な理由」を定義していないが、基準等の内規で定義しているのか。もしくは市の裁量により判断しているのか。いずれにせよ、具体的にどのような場合に「正当な理由」と判断しているのか伺いたい。	1件	◆	保育料・副食費の滞納は、他の税の滞納と同じく、市政の運営に著しい影響を与えるため、調整点数の一律減点をいたします。なお、生活保護世帯や収入が極端に少ない世帯は保育料・副食費は掛かりません。

3園以上希望した場合の調整点数の加点は継続すべきである	6	改訂前の調整点数表10の記載は新点数表22があるため、削除不要と考えます。多くの園を申請しているというのは保育に対する切迫感を客観的に確認する方法として妥当と考えられるからです。また行政が緊張感をしっかり持って待機児童対策に取り組んでもらう点でも必要です。この項目がないと、保育所に入れなかった児童が単なる「保留児童」になる可能性が高まり、見かけ上の「待機児童」が減ってしまいます。行政の待機児童対策の取組が後退する可能性があり、引き続き高い緊張感をもって執務に励んでいただく意味でも残してもらいたいです。もう一つの理由は園側の事情です。申込園が減りすぎるのは園の運営側には死活問題ではと心配します。アクセスの悪い園や小規模保育所への申請が減り、大きな定員割れにつながるのではないかと危惧します。	1件	■	従前は、3園以上希望した場合の加点があったため、持ち点数を加算するために実際には預ける意向がない保育所を希望して、内定を辞退するケースが多々ありました。調整点数の加点が無くなることで保護者が本当に預けたい保育所のみ希望するようになり、どうしても保育所に預ける必要のあり、たくさんの希望園を記入した真に保育を必要とする保護者に対して、保育を提供できることにつながります。
多胎児が同一の保育施設に同時に申し込む場合の調整点数の加点を設けるべきである	7	多胎児を別々の園に預けることへの保護者の負担はきょうだい児のそれを大きく上回ると考えます。特に乳幼児の場合の負担は非常に大きいです。そこで調整点数表14に加え「双子以上の乳幼児」に限定してさらに点数を加える項目を設けてはどうかと思います。定員数の少ない乳幼児クラスにおいて多胎児は待機児童になりやすいと考えます。ここを手厚くすることは待機児童をしっかりと減らす意味で大切だと思います。なお、双子以上ではない多胎児というのがあるのでしょうか。文言を精査すべきではと思います。	1件	○	ご意見のとおり、きょうだい児と比較して双子以上の多胎児を持つ保護者の負担は大きいと考えています。したがって、双子以上の多胎児が同一の保育施設に同時に申し込む場合、調整点数12の11点+調整点数14の1点で合計12点が増加されます。なお、多胎児という単語については、近隣市町の表記や文言の分かりやすさを鑑みて「双子以上の多胎児」としていましたが、ご指摘を受け「多胎児(双子や三つ子など)」へ変更いたします。
合計			9件		

パブリックコメント実施結果に基づく修正点

1 調整点数表における、内定辞退に係る調整点数の減点の適用期間の追加

修正前

オ	その他	22	内定を辞退したことがある	△10
---	-----	----	--------------	-----

修正後

オ	その他	22	内定を辞退したことがある <u>(本来入所すべき日が属する年度及びその翌年度が対象)</u>	△10
---	-----	----	--	-----

2 調整点数表における、多胎児に関する表現の変更

修正前

ウ	きょうだいの状況	14	双子以上の多胎児が同一の保育施設に同時に申し込む場合	1
---	----------	----	----------------------------	---

修正後

ウ	きょうだいの状況	14	<u>多胎児 (双子や三つ子など)</u> が同一の保育施設に同時に申し込む場合	1
---	----------	----	--	---

基本点数 (保護者一人につき、下記のいずれか一つのみ該当)

要件類型		保護者の常態		点数		
				父	母	
A	居宅外労働	主に通勤を伴う ①被雇用者(雇用形態を問わない) ②自営業者	1週 35 時間以上	50	50	
			1週 30 時間以上	45	45	
			1週 25 時間以上	40	40	
			1週 16 時間以上	35	35	
B	居宅内労働	主に居宅を職場とする ①被雇用者(同上) ②自営業者(就労時間の規定がある場合のみ)	1週 35 時間以上	45	45	
			1週 30 時間以上	40	40	
			1週 25 時間以上	35	35	
			1週 16 時間以上	30	30	
	内職	1週 16 時間以上	20	20		
C	内定	就労内定(居宅内での就労内定は5点減点)	1週 35 時間以上	35	35	
			1週 30 時間以上	30	30	
			1週 25 時間以上	25	25	
			1週 16 時間以上	20	20	
D	求職中		入所後週 16 時間以上の求職活動、開業準備をする場合	10	10	
E	出産		出産のため保育にあたれない場合		35	
F	保護者の 疾病、 障がい	入院・自宅療養	入院(1月以上)、常時臥床	50	50	
			通院	通院・加療で常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合	30	30
				通院・加療で保育が必要な場合	10	10
		心身障がい	重度	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A1・A2)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合	50	50
			中度	身体障害者手帳(3・4級)、療育手帳(B1・B2)、精神障害者保健福祉手帳(3級)の交付を受けていて、保育が必要な場合	45	45
G	介護・看護	入院	介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50	
		自宅	介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働の基準を準用	30~45	30~45	
H	就学		就職に必要な技能習得のために月に 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学等に通っている場合	20	20	
I	災害復旧		災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50	

調整点数

分類		家庭の状況		点数
ア	就労状況	1	産休・育休明けの復職	10
		2	法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合（0,1歳児クラスまで）	10
		3	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事（内定）している場合	20
		4	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、月64時間以上保育業務に従事（内定）している場合	10
		5	親族が経営する事業所で就労している場合	△10
イ	世帯状況	6	ひとり親家庭	90
		7	生活保護世帯	10
		8	保護者のどちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在が6月以上見込まれる場合	1
		9	65歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合	△20
		10	市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育施設等に就労（内定）している者を除く）	△100
ウ	きょうだいの状況	11	既に同じ保育施設にきょうだいが入所している場合	10
		12	きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場合	11
		13	きょうだいが別園に在園していて、どちらか一方の保育施設にそろえるための転園	30
		14	多胎児（双子や三つ子など）が同一の保育施設に同時に申し込む場合	1
		15	同居の小学校第3学年までの児童が3人以上の世帯（申し込み児童含む）	1
エ	施設の利用状況	16	小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児	20
		17	市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上利用している場合（市外在住者を除く）	1
		18	転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入前の保育施設等に引き続き入所している場合	5
		19	育児休業に伴う入園継続制度を利用可能な児童が、当該制度を利用せずに、産後休暇期間終了日が属する月の月末までに退園し、復職のためにきょうだい同時に同じ認可保育施設の利用を希望した場合	30
オ	その他	20	子どもが障がいの有する場合（集団保育が可能な場合に限る）	5
		21	在園、卒園児にかかわらず3か月以上の保育料・副食費の滞納がある場合	△50
		22	内定を辞退したことがある（本来入所すべき日が属する年度及びその翌年度が対象）	△10

* 児童虐待の恐れがあるなど、児童相談所等により児童福祉の観点から明らかに保育の必要性が認められる場合は、個別判断とする。

基本点数 (保護者一人につき、下記のいずれか一つのみ該当)

要件類型		保護者の常態		点数		
				父	母	
A	居宅外労働	主に通勤を伴う ①被雇用者(雇用形態を問わない) ②自営業者	1週 35 時間以上	50	50	
			1週 30 時間以上	45	45	
			1週 25 時間以上	40	40	
			1週 16 時間以上	35	35	
B	居宅内労働	主に居宅を職場とする ①被雇用者(同上) ②自営業者(就労時間の規定がある場合のみ)	1週 35 時間以上	45	45	
			1週 30 時間以上	40	40	
			1週 25 時間以上	35	35	
			1週 16 時間以上	30	30	
	内職	1週 16 時間以上	20	20		
C	内定	就労内定(居宅内での就労内定は5点減点)	1週 35 時間以上	35	35	
			1週 30 時間以上	30	30	
			1週 25 時間以上	25	25	
			1週 16 時間以上	20	20	
D	求職中		入所後週 16 時間以上の求職活動、開業準備をする場合	10	10	
E	出産		出産のため保育にあたれない場合		35	
F	保護者の 疾病、 障がい	入院・自宅療養	入院(1月以上)、常時臥床	50	50	
			通院	通院・加療で常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合	30	30
				通院・加療で保育が必要な場合	10	10
		心身障がい	重度	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A1・A2)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合	50	50
			中度	身体障害者手帳(3・4級)、療育手帳(B1・B2)、精神障害者保健福祉手帳(3級)の交付を受けていて、保育が必要な場合	45	45
G	介護・看護	入院	介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50	
		自宅	介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働の基準を準用	30~45	30~45	
H	就学		就職に必要な技能習得のために月に 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学等に通っている場合	20	20	
I	災害復旧		災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50	

調整点数

分類		家庭の状況		点数
ア	就労状況	1	産休・育休明けの復職	10
		2	法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合（0,1歳児クラスまで）	10
		3	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事（内定）している場合	20
		4	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、月64時間以上保育業務に従事（内定）している場合	10
		5	親族が経営する事業所で就労している場合	△10
イ	世帯状況	6	ひとり親家庭	90
		7	生活保護世帯	10
		8	保護者のどちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在が6月以上見込まれる場合	1
		9	65歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合	△20
		10	市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育施設等に就労（内定）している者を除く）	△100
ウ	きょうだいの状況	11	既に同じ保育施設にきょうだいが入所している場合	10
		12	きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場合	11
		13	きょうだいが別園に在園していて、どちらか一方の保育施設にそろえるための転園	30
		14	双子以上の多胎児が同一の保育施設に同時に申し込む場合	1
		15	同居の小学校第3学年までの児童が3人以上の世帯（申し込み児童含む）	1
エ	施設の利用状況	16	小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児	20
		17	市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上利用している場合（市外在住者を除く）	1
		18	転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入前の保育施設等に引き続き入所している場合	5
		19	育児休業に伴う入園継続制度を利用可能な児童が、当該制度を利用せずに、産後休暇期間終了日が属する月の月末までに退園し、復職のためにきょうだい同時に同じ認可保育施設の利用を希望した場合	30
オ	その他	20	子どもが障がいの有する場合（集団保育が可能な場合に限る）	5
		21	在園、卒園児にかかわらず3か月以上の保育料・副食費の滞納がある場合	△50
		22	内定を辞退したことがある	△10

* 児童虐待の恐れがあるなど、児童相談所等により児童福祉の観点から明らかに保育の必要性が認められる場合は、個別判断とする。